

寄付金取扱い規程

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本補助犬協会（以下「本法人」という。）が寄付者の皆様からいただく寄付金に関して必要な事項を定めるものです。

(寄付金の定義)

第 2 条 本法人が受ける寄付金には、次の種類があります。

- ① 一般寄付金 法人、団体又は個人の皆様から使途の指定がなされないで受領する寄付金
- ② 指定寄付金 広く一般社会に本法人が使途を特定して募集する寄付金

(一般寄付金)

第 3 条 本法人は、常時一般寄付金を募ることができます。一般寄付金は、その50%以上を公益目的事業のために使用しなくてはなりません。

(指定寄付金)

第 4 条 本法人は、指定寄付金を募ることができます。指定寄付金を募るとは、その目的、募集総額、募集期間、募集対象者、寄付金の使途、その他必要な事項を定めます。その募集の経費は、募集総額の30%を超えない範囲とします。

(受領書等)

第 6 条 本法人が、寄付金を受領したときは、速やかに受領書を寄付者の皆様に交付します。受領書には、本法人の公益目的事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載します。

(報告等)

第 7 条 本法人は、指定寄付金の支出が完了したときは、寄付者の皆様に寄付金の総額、使途予定、その他必要事項を記載した報告書を送付します。ただし、本法人のウェブサイトに掲載又は本法人の会報の送付の方法によって代えることができます。

(情報公開)

第 8 条 本法人が受ける寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を行います

(個人情報保護)

第 9 条 寄付者の皆様に関する個人情報については、細心の注意を払って情報の管理を行います。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、理事会の決議を得て行います。

(附 則) この規程は、平成23年7月7日から施行します。